平成３０年（フ）第１７号
北海道岩見沢市緑町１丁目１番31―107号　パビヨン107
債務者　浮穴　裕司
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３９号
北海道登別市鷲別町３丁目45番地５　鷲別団地Ｂ―207
債務者　黒瀬　玉緒
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
岩手県滝沢市巣子２番地４　マンション巣子310号、旧住所岩手県滝沢市狼久保716番地
債務者　水口　良子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１１４７号
大阪府門真市岸和田３丁目40番７号
債務者　小西　歳三
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４８号
大阪府豊中市大島町２丁目８番６―202号
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１９１号
大阪市旭区森小路１丁目10番８号　ラフォーレ森小路　301、前住所大阪市旭区中宮５丁目６番31号
債務者　松本　良久
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８１号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目４番46号
債務者　有川　郁子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４７号
大阪市城東区成育４丁目29番７号　エミネンスＮＹ　302
債務者　中田　有哉
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３６号
大阪府摂津市千里丘３丁目２番28―102号　ステーションハイツ千里丘
債務者　石井　惠子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３号
奈良市疋田町407番地の96
債務者　松尾久巳子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第７８号
奈良県桜井市大字東新堂65番地の19
債務者　大西　謙一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２３号
福岡県大牟田市大字草木702番地３
債務者　尾下　智樹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３５号
長崎県諫早市飯盛町里1146番地１、前住所長崎市かき道２丁目３番１―103号
債務者　内川　美帆
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
岐阜県羽島郡笠松町北及1633番地の１（長久堂　甲陽苑　Ｈ号室）
債務者　林武燮こと　林　　武司
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２０号
和歌山県橋本市城山台２丁目13番地の10　３Ｆ
債務者　安達公美子（旧姓森水）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３０号
和歌山県岩出市根来563番地の２（108号）
債務者　堂本　　優
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
和歌山県岩出市西国分569番地の３（407号）
債務者　山崎　考司
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４１号
和歌山市北島404番地95、前住所和歌山市松江東１丁目３番50―６号
債務者　岡　　優依
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係